e-iDeCoサービス
サービス利用の手引き

V3.2
2026年10月 15日

【ご注意】
本書で使用している画面は、e-私書箱の仕様変更等により
若干異なる場合がありますのでご了承ください。



iDeCo

改訂履歴

v1.0	2023年10月25日発行
v1.1	2023年12月15日更新
v1.2	2024年 2月 1日更新
v1.3	2024年10月 1日更新
v1.4	2025年10月 1日更新
V2.0	2025年10月20日更新
V2.1	2025年12月 1日更新
V2.2	2026年 1月 5日更新
V3.0	2026年 9月 1日更新
V3.1	2026年10月 1日更新
V3.2	2026年10月15日更新

e-iDeCoサービスとは、マイナポータルを活用したiDeCo ご契約者様向けのオンライン手続きサービスです。

【e-iDeCoで、できること】

✓ 年末調整や確定申告のお手続きに利用できる、iDeCoの控除証明書電子ファイルの受取り

✓ iDeCoの各種変更手続き

※iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）は、確定拠出年金法に基づいて実施されている年金制度です。

マイナポータルとは、マイナンバーカードを使うことで、様々なサービスをいつでもどこでも安全に利用することができる政府が運営するオンラインサービスです。

2026年1月5日よりiPhoneのマイナンバーカード搭載を利用できるようになりました。Androidの対応については対応でき次第ご案内いたします。

✓ 電子データにより、管理が手軽に！ 年末調整、確定申告の手続きが可能に！

👆書面で受け取っていた「小規模企業共済等掛金払込証明書」を、スマートフォンやパソコンから受け取ることができますので、証明書の管理・保管が容易になります。

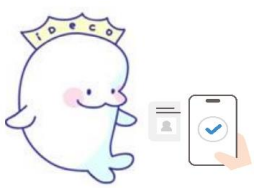
👆「小規模企業共済等掛金払込証明書」の電子データを取得することでお勤めの会社における年末調整の手続きや、e-Tax（国税電子申告・納税システム）での電子的な確定申告の手続きができます。

👆電子データは毎年10月下旬より順次配信します。
ハガキの控除証明書も10月下旬に発送いたします。
発送・配信スケジュールはiDeCo公式サイトに別途掲載中です。ご確認ください。

✓ iDeCoの諸変更届をスマホやパソコンで 手軽に！簡単に！

【e-iDeCoで対応可能なお手続き】

掛金額変更（毎月の金額変更） 住所・氏名変更
被保険者種別変更、引落口座変更（個人払いの場合）
資格喪失届
※詳細については[e-iDeCoサービスマニュアル]をご参照ください。



【アカウント登録が必要となります】
利用開始までの流れ

1．事前にご準備いただくもの（本紙P.3）

・マイナンバーカード及びアプリ（※）（4.参照）
・スマートフォンまたはICカードリーダ
　ライタ付きパソコン
・利用者証明用電子証明書パスワード（数字４桁）
・券面事項入力補助用パスワード（数字４桁）



2．利用お手続き方法（本紙P.4～P.9）

A．e-iDeCoサービスの利用申込（P.4～ P.7 ）

マイナポータルと連携してe-私書箱サービスを利用する場合には、以下、
B.～D.の手続きをご参照のうえ、お手続きください。

B．マイナポータル利用者登録（P.9）
C．e-私書箱のアカウント作成 （P.10）
　　e-iDeCoサービスの利用申込（P.11）
D．e-iDeCoサービスへのログインと e -私書箱連携（P.12）

3．e-iDeCoサービスの利用開始（本紙P.13）

・「小規模企業共済等掛金払込証明書」電子ファイルを受取る
・　諸変更届の申請をする（P3：!!【ご注意】!!を参照）

4．iPhone搭載のマイナンバーカード利用について（本紙P.15）

2026年１月５日より、iPhone搭載のマイナンバーカードの利用が開始されています。利用についての注意事項について、ご参照ください。

1．事前にご準備いただくもの

ご利用にあたり、事前に以下が必要となります。

マイナンバーカード取得



マイナアプリのインストール



PCの場合はPC用マイナポータルアプリのインストールが必要です。

ご準備いただくもの



マイナンバーカード

利用者証明用電子証明書パスワード（数字4 桁）

券面事項入力補助用パスワード（数字4 桁）

＋

パソコンをお使いの方



パソコン

ICカードリーダライタ

OR

スマートフォンをお使いの方



スマートフォン

＋

登録用メールアドレス

!!【ご注意】!!

●運営管理機関によっては、e-iDeCoをご利用いただけない場合がございます。ご利用可能かは運営管理機関にお問合せください。

2．利用お手続き方法

A．e-iDeCoサービスの利用申込

※新規の利用申込は、平日８時～２３時　（土日祝日、年末年始を除く）でお願いいたします。
上記以外の時間帯での申込はできませんので、ご注意ください。
（ご注意）共済組合加入の方につきましては、ご利用可能な時間が、平日８時～２１時（土日祝日、年末年始を除く）　となりますので、ご注意ください。

① 以下よりe-iDeCoサービスサイトに接続

（iDeCo公式サイト｜iDeCo(イデコ・個人型確定拠出年金)【公式】）内、
又は運営管理機関のHPのバナーから



URLから：
https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RPE0342000

QRコードから

e-iDeCoサービス

②



③



「e-iDeCoサービス」サイトのTOPページが表示されますので、「利用申込」ボタンから利用者登録を行います。

④

Step1　次ページに進む

Step1

■メールアドレス登録



「利用申込」ボタン押下後、メールアドレス登録画面からメールアドレスを入力、登録します。

【e-iDeCoサービス】の
「利用申込ＵＲＬのご案内」

お申し込み後すぐにご登録いただいたメールアドレスに「メール認証URL」が記載されたメールが届きますので、URLをクリックします。
※24時間以内にアクセスしてください。

【ご注意】
メールアドレスを登録する際は、以下の点をご確認ください。
①「@npfa.or.jp」のドメインを受信できるよう設定してください。
②迷惑メールとして受信する可能性がありますので設定をご確認ください。
③一部のドメイン（@nifty～や@ocn～など）について、メールが届かない事象が確認されています。届かない場合は、違うメールアドレスを登録してください。フリーメール（g-mail、yahoo!メール）は使用できることを確認しています。

Step2

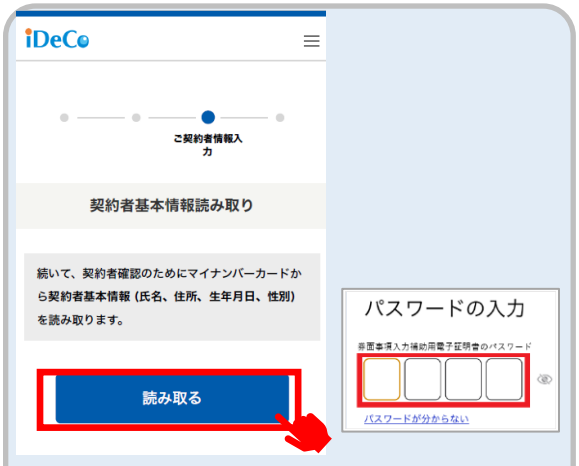
■マイナンバーカードによる本人認証



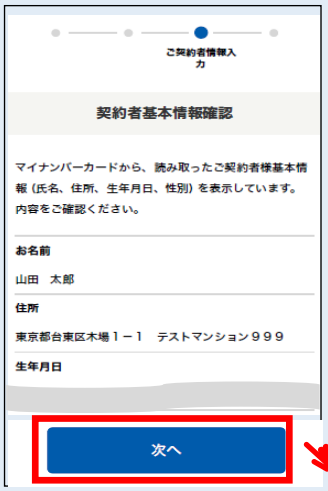
マイナンバーカードをICカードリーダライタ、または対応スマートフォンで読み取りをしたあと、利用者証明用電子証明書パスワード(数字４桁)を入力します。

Step3

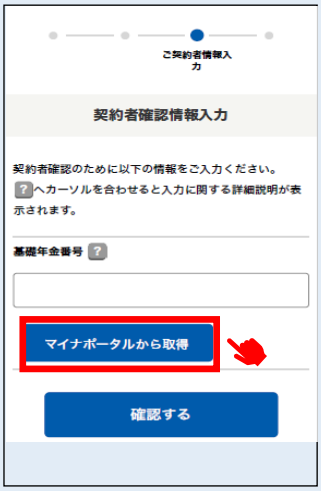
■契約者基本情報の取得



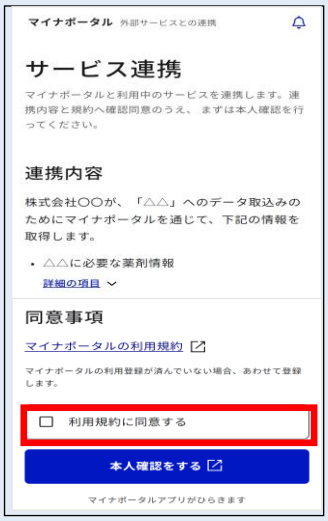
契約者基本情報読み取り画面で「読み取る」ボタンを押下後、マイナンバーカードの券面事項入力補助用パスワード（数字４桁）を入力します。



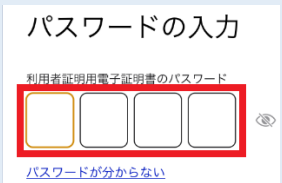
次の画面でマイナンバーカードに登録されている本人情報が表示されますので確認して「次へ」を押します。

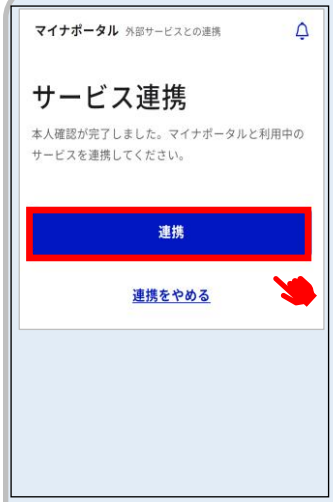


契約者確認情報入力画面で「マイナポータルから取得」ボタンを押します。
（入力頂く必要はありません）

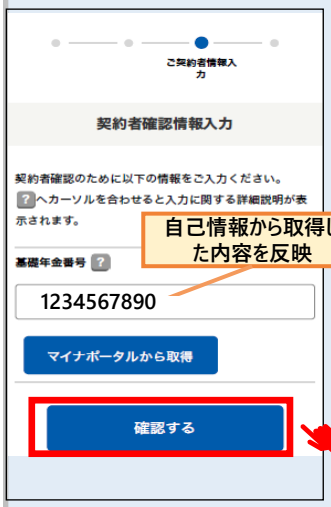


マイナポータルの自己情報取得について「□利用規約に同意する」に✓いただき、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（数字４桁）を入力します。





マイナンバーカードでの確認後、手続きを進めるため「連携」を押します。
≪注≫ここでブラウザの戻るボタンは押さないでください。



基礎年金番号が取得されましたら、確認のうえ「確認する」ボタンを押します。



契約者確認情報入力確認画面で入力内容を確認のうえ「申込む」ボタンを押します。

Step4

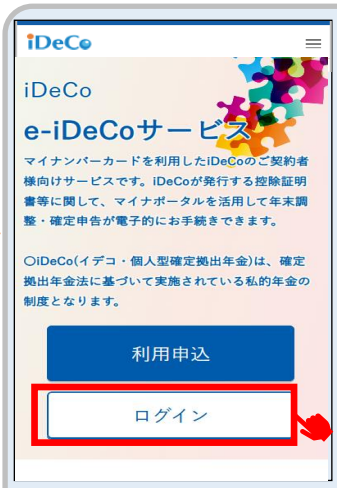
■利用申込完了の場合



【e-iDeCoサービス】の
利用開始のご案内
iDeCoから本登録が完了したときに登録いただいたメールアドレスに送信されます。

申込完了画面に遷移し、
あらためて「e-iDeCoサービス」
のTOP画面のURL（▶リンク）が
記載されたメールが届きます。

e-iDeCoサービス



以上で電子交付を受け取る、または、諸変更届を申請するための準備は完了です。

P.13
e-iDeCoサービス
利用開始へ

■利用申込未完了の場合

【e-iDeCoサービス】の
「利用申込のお手続きを完了できませんでした」
iDeCoから本登録が完了しなかったときに登録いただいたメールアドレスに送信されます。

申込情報確認結果画面に遷移し、
申込未完了のメールが届きます。

≪注≫申込受付が完了しなかった方はアカウント作成を行うことができません。確認が必要となりますので本紙最終ページ記載のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【控除証明書の電子交付について】
アカウントが作成されますと、控除証明書の対象の方については、自動的に電子交付ファイルが送信されます。完了しましたら、メールにてご連絡いたします。**利用申込完了から電子交付まで、処理の完了に、約１時間お待ちください。（※）**



（※）利用申込完了が夜間となった場合、電子交付は翌営業日となる場合がございます。

（営業日とは、土日祝日、年末年始を除きます。）

※マイナポータルからe-iDeCo サービスを利用する場合

e-iDeCoサービスのみを利用する場合には、以下B～D（P9～P12）の手続きは不要です。

「３.e-iDeCoサービスの利用開始」（P13）へお進みください。



B．マイナポータル利用者登録

マイナポータルへe－私書箱の利用者登録を行う

① 

マイナポータルTOPページ（▶リンク）の下部にある「ログイン」を押し、『初めての方「利用者登録」』から使用する端末、マイナンバーカードの読み取り方法を選択します。

② マイナポータル利用者登録

パソコン　スマートフォン

マイナポータルアプリのダウンロード
＋
マイナンバーカードの読み取り

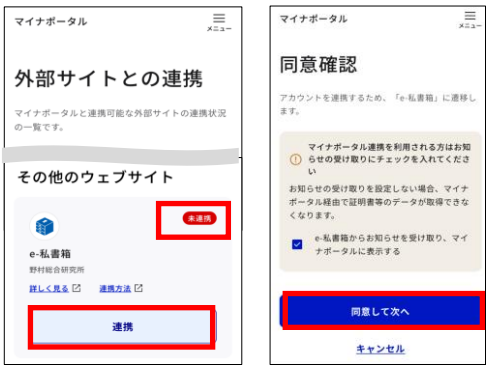
利用者証明用電子証明書パスワード（数字４桁）を入力してログイン後、必要事項を入力してマイナポータルの利用者登録をします（すでに利用者登録済みの方は次の③を行います）。

iPhone搭載のマイナンバーカード利用方法は４．をご参照

③「⇆外部サイトとの連携」からe-私書箱を選択



TOP画面に戻り、画面右上部のメニューボタン「 ☰ 」を押下し、メニュー画面から「⇆外部サイトとの連携」を選択します。

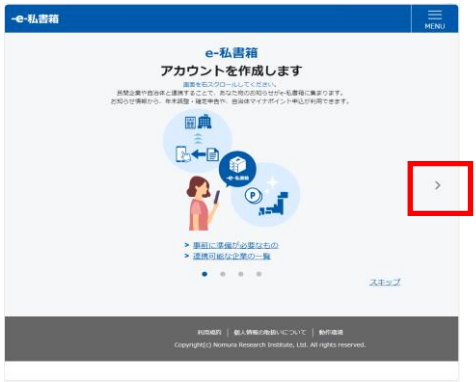


「外部サイトとの連携」一覧をスクロールし「**e-私書箱（野村総合研究所）**」の下の「**連携**」を押します。同意確認画面でチェックボックスに☑を入れて「同意して次へ」を押します。すでに連携している場合は右上に「連携済」と緑色で表示されます。その場合は次の④～⑦は省略できます（「詳しく見る」を押し⑧へ）。

※　出典：マイナポータル（https://myna.go.jp/）を加工して作成。

C．e-私書箱のアカウント作成

④ e-私書箱のアカウント作成を開始します



e-私書箱画面に遷移し、e-私書箱へのログイン・新規登録でアカウントの作成手続きを開始します。

⑤ 同意します



e-私書箱利用規約、わたしのウォレット利用規約を開き、内容確認、最終ページまでスクロールし、同意ボタンを押下しその後新規登録ボタンを押下します。同意ボタンを押下しないと新規登録ボタンは押下できません。

⑥ メールアドレスを登録します



マイナンバーカードによる本人認証後、メールアドレスを登録します。受信したメールアドレスに記載されているURLをクリックします。

⑦ アカウントを連携します



e-私書箱とマイナポータルのアカウントがつながりました。そのまま手続きを継続する場合は「e-私書箱を利用」を選択し、次ページへ進みます。

※　出典：マイナポータル（https://myna.go.jp/）を加工して作成。

e-iDeCoサービスの利用申込

※e-iDeCoサービスの利用申込は、
８時～２３時　（土日祝日、年末年始を除く）でお願いいたします。
上記以外の時間帯での申込はできませんので、ご注意ください。
（ご注意）共済組合加入の方につきましては、ご利用可能な時間が、８時～２１時（土日祝日、年末年始を除く）　となりますので、ご注意ください。

⑧



「事前に必要となるお手続き」が完了しましたら、「e-私書箱を利用」を選択し、e-私書箱のTOP画面で「電子私書箱」を選択します。
（表示されない場合は「外部サイトとの連携」で、e-私書箱の「詳しく見る」を押してください。）

⑨



電子私書箱TOPページが表示されましたら、「企業を追加」を押してください。

⑩



企業名の一覧を下にスクロールし「iDeCo」を選択。ポップアップ画面が表示されるので「e-iDeCoサービスログインはこちら」を押してください。

⑪



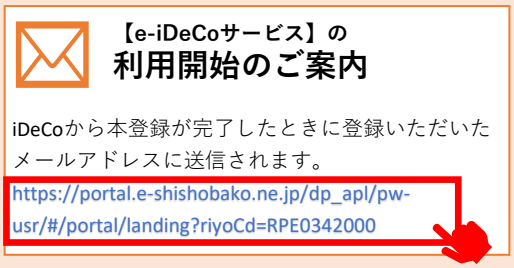
「e-iDeCoサービス」サイトのTOPページが表示されますので、「利用申込」ボタンから利用者登録を行います。既に利用者登録済の場合は「ログイン」へ

利用者登録未済の場合はP.5　Step1　に進む

※　出典：マイナポータル（https://myna.go.jp/）を加工して作成。

D．e-iDeCoサービスへのログインと e-私書箱連携

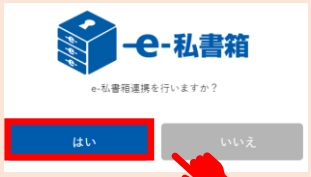
※ e-iDeCoサービスへのログインと諸変更届を申請する準備



「本登録完了のお知らせ」メールに記載されたe-iDeCoサービス」のTOP画面のURL（▶リンク）をクリックしてください。



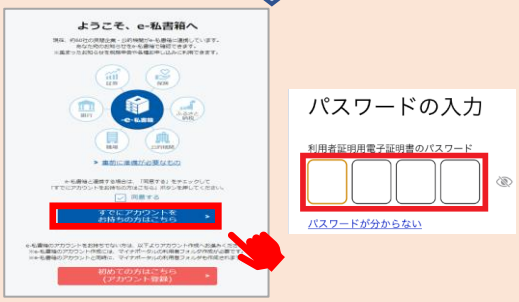
「ログイン」ボタンを押し、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（数字４桁）を入力します。



ｅ-私書箱との連携を行いますか？で「はい」を選択します。



左側のメニューから「ｅ-私書箱連携」を選択し、ページ下部の「ｅ-私書箱につなぐ」を押します。



「同意する」にチェックの上、「すでにアカウントをお持ちの方はこちら」を押します。マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（数字４桁）を入力します。



以上で電子交付を受け取る、または、諸変更届を申請するための準備は完了です。

3.e-iDeCoサービスの利用開始

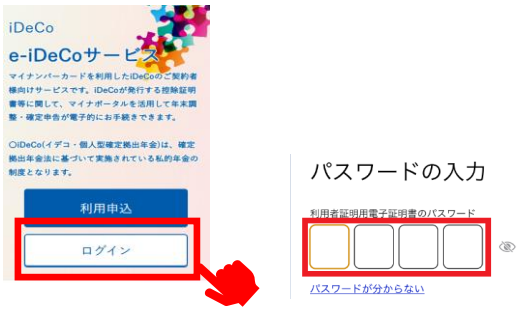
2．までの手続きが完了しますと、e-iDeCoサービスが利用できるようになります。

①「小規模企業共済等掛金払込証明書」を受け取る

＜注＞iDeCoの掛金を納付していない方・事業主払いの方は交付対象外です。



交付が完了すると、登録メールアドレスに「電子交付完了のお知らせ」メールが届きます。
このメールの「e-iDeCoサービス」のTOP画面のURL
（▶リンク）をクリックしてください。



「ログイン」ボタンを押します。その後、マイナンバーカードをかざして読み取り、利用者証明用電子証明書パスワード(数字４桁)を入力します。

iPhone搭載のマイナンバーカードの利用方法は、４．を参照



※電子交付完了については、
メールだけではなく、e-iDeCoサービスのお知らせ欄でも確認することができます。

ログイン後、「**電子交付**」をクリックし、e-私書箱に届いた小規模企業共済等掛金払込証明書を確認・ダウンロードすることができます。

②諸変更届の申請をする



手続きを行いたいメニューをクリック



【e-iDeCoで対応可能なお手続き】

●住所・氏名変更：住所・氏名・電話番号の変更が可能です。マイナンバーカードより住所氏名情報を取得することができます。

●掛金額変更：毎月定額の拠出金額の変更が可能です。被保険者種別に応じた拠出限度額を画面上で確認しながら入力できます。

●被保険者種別変更：ご自身の被保険者種別が1号、2号、3号になった場合、その変更登録が可能です。

●引落口座変更：個人払い口座の変更登録が可能です。

●資格喪失届：加入者の資格を喪失する場合の申請が可能です。

✓お手続きの際、現在の登録状況が表示されますので、確認したうえでのお手続きが可能です！
✓お手続きの進捗状況（処理中なのか、完了したのか等）について、メール連絡および、ログイン後の画面にて確認が可能です！

※詳細については、具体的な手続きを確認できる
e-iDeCoサービスマニュアル をご参照ください。
（付録）Q&A　よくある質問についても、
ご確認をお願いいたします。

4.iPhone搭載のマイナンバーカード利用について

2026年１月５日より、iPhone搭載のマイナンバーカードのご利用が可能となりました。

・ご利用者様がお使いのiPhone （Appleウォレット）にマイナンバーカードが搭載されているかを自動検知し、搭載されていれば生体認証（Face IDまたはTouch ID）を利用することで、実物のマイナンバーカードをかざすことなく、e-iDeCoサービスをご利用になれます。

・iPhoneにマイナンバーカードを搭載していない場合は、従来通り実物のマイナンバーカードをご用意ください。

【ご注意】
住所・氏名変更届、資格喪失届の一部において、マイナンバーカードを利用される場合、実物のマイナンバーカードが必要になります。その場合、ログイン時が端末搭載のマイナンバーカード利用ですと、エラーとなります。お手数ですが、実物カードにてログインし直してからお手続き願います。

・ iPhoneのマイナンバーカードに関するご説明や、iPhoneへの搭載方法は、マイナポータルのホームページをご参照ください。

iPhoneのマイナンバーカード | デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション

5.お問い合わせ先

「ｅ－私書箱」や「e-iDeCoサービス」のご利用についてご不明の点がございましたら、こちらにお問合せください。

国民年金基金連合会　コールセンター
TEL：　０５７０－００３－１０５
（平日　9：00～17：00）

▼e-iDeCoサービスへのアクセスはこちら



URL：
https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RPE0342000

（付録）よくあるご質問

項番	分類	質問事項	回答
1-1	全般	e-iDeCoを利用できる人は？	マイナンバーカードを保有しているiDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者、または運用指図者の方が、e-iDeCoにアカウントを作ることによって、ご利用いただけるサービスとなります。
1-2	全般	e-iDeCoの稼動時間は？	365日24時間稼動しております。 ※1 初回アカウント登録時のみ、平日午前8時～午後11時(共済の方は～午後9時)となります(土日祝日、年末年始を除く)。こちらは、マイナポ―タル(年金関係)のシステム稼動時間に準拠しておりますので、ご了承ください。 ※2 臨時のシステムメンテナンスを実施する場合がございます。
1-3	全般	「e-iDeCoサービス」の利用申込を行う際に、「契約者確認情報入力画面」で「基礎年金番号の取得に失敗しました。」というエラーメッセージが表示され手続ができません。	御不便をおかけして申し訳ございません。 一部の共済の方におかれては、新規登録の際に、「DPPMOE051160M：基礎年金番号の取得に失敗しました」が表示される場合、マイナンバーと基礎年金番号の紐づけがされていない可能性があります。 お勤め先の人事、総務にお問い合わせいただき、情報登録についてご相談をお願いいたします。なお、ご退職された方でも同様のエラーが発生する場合には、管轄の年金事務所に紐づけ情報をご照会ください。 なお、休日明けは利用申込が集中するため、外部からの情報取得に時間がかかり、申込できない場合があります。その場合は、半日程度経ってから、再度の利用申込をお願いいたします。
1-4	全般	どの手続きが必要なのか、わからない。また、いつお手続きが終わるのか、目安が知りたい。	手続きの内容については、オンラインで確認が可能な「e-iDeCoサービスマニュアル」をご確認ください。https://smart.e-shishobako.ne.jp/dac-uw/assets/demo/index.html お手続きは、受付から約1～2か月を要します。メールにて完了をお知らせします。 詳細については、運営管理機関にご照会ください。
1-5	全般	運営管理機関とはなんですか。	加入の時のお選びいただいている、銀行、証券会社、保険会社、損害保険会社等の金融機関になります。運営管理機関が分からなくなってしまった場合は、「個人型年金加入確認通知」や「個人型年金移換完了通知」等でご確認ください。 iDeCo公式サイトに運営管理機関の連絡先を掲載しておりますので、ご確認ください。 iDeCo公式サイト https://www.ideco-koushiki.jp/operations/
1-6	全般	e-iDeCoに載っていない手続きがしたい。どうしたらいいか。	次のお手続き以外は、帳票のお手続きとなります。 氏名住所(変更)、掛金額(変更)、引落口座(変更)、被保険者種別(変更)、加入者資格喪失 運営管理機関のご案内に沿ってお手続きください。
1-7	全般	e-iDeCoの受付の締め切りはあるのか。	e-iDeCoにおける届の受付に関する期限等の考え方は以下の通りです。 【受付時刻】 お手続きは、毎営業日の17:00に受付を締切り、翌営業日から処理を行います。 (営業日とは、土日祝日、年末年始を除きます。) 【登録日と反映日】 毎月上旬から中旬にe-iDeCoで登録いただいたお手続きは、原則月内に登録し、その内容が、登録した翌月の加入者原簿に反映され、掛金引落し情報となります。 毎月下旬～月末近くにご登録いただいた場合や、審査・確認により差戻等がありました場合には、反映が翌々月となる場合がございますので、ご了承ください。 反映完了した際に発信される完了メールをご確認ください。
1-8	全般	e-iDeCoの手続方法（操作方法）がわからない場合は、どこへ問い合わせればよいのか。	国民年金基金連合会コールセンターをご利用願います。 TEL： ０５７０－００３－１０５ (平日 9：00～17：00)

（付録）よくあるご質問

項番	分類	質問事項	回答
2-1	控除証明書・電子交付	「控除証明書のマイナポータル利用」とは何か。	マイナポータル利用とは、年末調整や確定申告の手続において、マイナポータル経由で控除証明書のデータを取得し、申告書の該当項目へ自動入力するものです。 具体的には、マイナンバーカードを保有している方が、NRI（野村総合研究所）が提供する「e-私書箱」というサービスに、事前にアカウントを作ることによって、e-私書箱の中に、電子ファイル（xmlファイル）が発行される仕組みです。
2-2	控除証明書・電子交付	控除証明書の記載内容、ハガキの発送スケジュールや、発送先住所に関する問合せは、どこにすればよいか。	こちらにお問合せください。なお、iDeCo公式サイトのお知らせ欄に発送スケジュールを掲載していますので、ご確認ください。 国民年金基金連合会　コールセンター TEL：　０５７０－００３－１０５ （平日　9：00～17：00）
2-3	控除証明書・電子交付	電子交付を申請した者には、紙の証明書（圧着ハガキ）は届くのか。	電子交付を申請し、実際に電子で入手した方にも、従来通り紙の証明書（ハガキ）を発行いたします。
2-4	控除証明書・電子交付	今年申請しても、来年再度申請しないといけないのか。	今年電子交付を申請いただけば、来年以降も電子交付されます。なお、すでに昨年申請済の方については、あらためて申請する必要はございません。
2-5	控除証明書・電子交付	マイナンバーカードがないと控除証明書の電子交付ができないのか。	その通りです。まずはマイナンバーカードのお申込みの手続きを行い、マイナンバーカードをお受取りいただいた上で、マイナポータルとe-私書箱のアカウントを作成した後に、電子交付が可能となります。
2-6	控除証明書・電子交付	アカウントを開設してから、すぐ電子交付されません。	アカウントを開設後、約１時間以内で交付されます。 なお、22時以降になりますと、翌営業日の7時以降に交付される場合がございます。 （営業日とは、土日祝日、年末年始を除きます。）
2-7	控除証明書・電子交付	控除証明書の電子ファイル（xmlファイル）を印刷すればハガキと同様に税務処理に利用できるのか。	そのまま印刷してもハガキと同様のご利用はできません。ただし、国税庁e-Taxが提供している「QRコード付証明書等作成システム」を利用すると、xmlファイルから税務申告に提出可能な書類を作成することが可能です。 詳細についてはe-Tax国税電子申告・納税システムHPの「QRコード付証明書等作成システムについて」をご確認ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm
2-8	控除証明書・電子交付	XML形式のデータをダウンロードして開くと、文字化けしてしまう。内容の確認をしたい。	XML形式のデータは確定申告に使用するためのフォーマットとなっているため、データ内容を参照するには、e-iDeCoサービスの「電子交付」の「XMLプレビュー」機能を利用しての確認が必要となります。 なお、こちらは、紙への出力が可能です（※）。 （※）書面での申告には使用できません。 書面での申告をされる場合は国税庁の「QRコード付証明書等作成システム」より印刷をお願い致します。 詳しくは国税庁の下記サイトをご確認ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm
2-9	控除証明書・電子交付	iDeCoの小規模企業共済等掛金払込証明書の電子データが取得できない場合はどうすればいいですか。 確定申告を行う際に、e-Taxは使えないですか。	電子データが取得できない一部の加入者の方におかれては、国民年金基金連合会より発送されているハガキをご利用いただくようお願いします。 控除証明書の内容を入力いただくことで、e-Taxで申告することが可能です。 （10月下旬に発送いたします。また、控除証明書の内容に変更がある方等につきましては、11月・12月・1月発送分の最新の控除証明書をご利用願います。）
2-10	控除証明書・電子交付	iDeCoの小規模企業共済等掛金払込証明書の電子データについて、スマートフォンでのダウンロード手順を教えてください。	iPhone、Android により、手順が異なります。 【iPhoneの場合】 (1)交付データをタップ (2)「ダウンロードしますか？」のポップアップが表示⇒ダウンロードを押下 (3)下段のボックス左下に↓が表示をタップ (4)メニューが表示される⇒ダウンロードをタップ (5)xmlファイルを開く→画面にxmlの内容が表示される (6)左下のアップロードマーク↑を押下 (7)ファイルに保存　を選択する（保存先をiCloud Driveにするか、このiPhoneを選択するかは任意） （次頁へ続く）

（付録）よくあるご質問

項番	分類	質問事項	回答
2-10	控除証明書・電子交付	iDeCoの小規模企業共済等掛金払込証明書の電子データのダウンロード方法について、教えてください。	（前頁より続く） 【Androidの場合】 機種や利用したアプリ、ファイルの種類によって保存先が異なります。 Chrome：アプリ経由で閲覧したウェブサイト上でダウンロードしたファイル ⑴Chromeを開き、右上の（縦に3つの点）「メニュー」ボタンをタップ ⑵「ダウンロード」をタップしご確認お願いします。 Xperia/AQUOS/Pixel等は「Files」アプリに、Galaxyは「マイファイル」アプリに保存されます。 ⑴「Files」または「マイファイル」を起動 ⑵「ダウンロード」を開きご確認お願いします。 上記の手順は、参考となります。記載した手順でもダウンロードができない場合や、詳細をご確認されたい場合には、携帯電話の通信サービスを提供している各通信事業者へご照会ください。
3-1	氏名・住所変更	国民年金１号加入者だが、海外に行くことになった。	第１号被保険者の方は、海外住所の登録はできません。 国民年金から任意加入被保険者に種別を変更された場合は、「加入者被保険者種別変更届」のお手続きをお願いいたします。 国民年金でなくなる場合は、「加入者資格喪失届」のお手続きをお願いいたします。
3-2	氏名・住所変更	現在、加入者であるが、氏名が変更になった。他に何か変更することはあるか。	氏名変更とともに、ご本人様の口座から掛金をお引き落としされている（個人払込）場合、「加入者掛金引落機関変更届」にて、口座名義の変更も併せて行ってください。
3-3	氏名・住所変更	(1)ミドルネームがあるため、氏名にスペースを２つ入れたい。 (2)住民票、マイナポータルで旧姓や通称の併記をしていますが、氏名変更はどうなりますか。	(1)スペースを入れる箇所は、１つのみとなります。 （２）住民票、マイナポータルにて旧姓や通称を併記されている場合、e-iDeCoでの氏名変更は、旧姓、通称を除いた新姓のみの登録となります（2026/9/18より）。フリガナ欄には旧姓、通称が表示されるため、お手数ですがご自身で削除をお願いします。
3-4	氏名・住所変更	住民票の住所とは違う住所を登録したい。	住民票と同一でなくても結構です。郵便物が届く住所の登録をお願いします。なお、会社の所在地はご本人住所として登録はできません。
3-5	氏名・住所変更	番地と建物の間にスペースを入れたい。	スペースは、iDeCoのシステムでは詰めて表示してしまうため、スペースではなくハイフンを入れてください。 例）　「１－２－３４　５棟」の場合は、　「１－２－３４－５棟」で入力してください。 空欄のままですと、iDeCoのシステムでは、「１－２－３４５棟」と表示されてしまいますので、ご注意ください。
4-1	掛金額の変更	ボーナス月だけ掛金を増やしたい。	月別指定（年単位）拠出への変更は、ｅ-iDeCoでは対応しておりません。 お選びいただいている運営管理機関へご連絡いただき月別指定（年単位）拠出への変更届をご提出してください。 なお、第２号被保険者で他年金制度に加入している方や共済の方は掛金の引落は定額となりますので、月別指定（年単位）拠出への変更はできません。
4-2	掛金額の変更	事業主払込だが、事業主に掛金変更の知らせはいくのか。	事業主払込の方で、掛金を変更された場合は、翌月の中旬くらいに、「掛金納付結果通知書兼引落事前通知」にて事業主様宛にお知らせしております。
4-3	掛金額の変更	掛金をいくらにしたらいいかわからない。	お客様の状況によって、掛金の上限と下限が決まっております。その中で、ご自身が無理なく拠出できる金額を入力してください。 上限と下限については、掛金額変更を入力する画面内に説明文を記載しておりますので、ご一読ください。
4-4	掛金額の変更	手続きをすると、掛金額の変更はいつからになるのか。	送信月の翌月もしくは、翌々月の２６日の引落から変更となります。 ただし、２６日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。 例）５月２６日（土）が引落日の場合、５月２８日（月）が引落日となります。 （営業日とは、土日祝日、年末年始を除きます。）
4-5	掛金額の変更	掛金額変更は、何回もできるのか。	原則、年１回となりますが、令和8年12月～令和9年11月分の掛金（引落月では令和9年1月～12月の期間）については、掛金額変更に関する経過措置の取扱いがございます。詳しくは、iDeCo公式サイト2026年12月施行≫iDeCo掛金額変更手続きの経過措置に関するご案内をご確認ください。

（付録）よくあるご質問

項番	分類	質問事項	回答
5-1	種別・引落機関の変更	被保険者種別とはなんですか。 また、種別変更をしないとどうなりますか。	第１号被保険者　国民年金（自営業等） 第２号被保険者　厚生年金（会社員等） 第３号被保険者　２０歳以上で厚生年金の方に扶養されている配偶者 任意加入被保険者 ご自身の被保険者種別がわからない場合は、お近くの年金事務所にてご確認ください。 日本年金機構や企業年金プラットフォーム（企業年金を実施する第２号被保険者の場合）とデータを突合しておりますので、不一致が生じますと、掛金の引落を停止することになります。
5-2	種別・引落機関の変更	転職・退職を繰り返し、掛金の引落が止まっているが、種別変更について、どうしたらよいか。	現在のご自身の種別を確認してください。 iDeCoの登録と一致している場合は、「引落再開依頼書」の提出が必要となりますので、ｅ-iDeCoでのお手続きはできません。運営管理機関へご連絡ください。 iDeCoの登録と相違している場合は、「加入者被保険者種別変更」のお手続きをお願いいたします。
5-3	種別・引落機関の変更	事業主払込に関連する種別変更について： ①第１号被保険者から第２号被保険者（事業主払込の事業所）に種別変更したい。 ②第２号被保険者（事業主払込）から第１号被保険者に種別変更したい。	①加入者被保険者種別の変更のお手続きの際に、「事業主払込（登録・納付方法変更届）に関する証明書（K-109AB）を本手続きサイト内からダウンロードして事業主に記載していただき、画像をアップロードしてください。 ②種別変更のお手続きの際は、併せて、加入者掛金引落機関変更届のお手続きも行ってください。 事業主払込は事業所の口座から引落を行っておりましたので、１号への変更になりますと、ご自身の口座を登録していただく必要がございます。
5-4	種別・引落機関の変更	名前が変わったが、どうしたらいいか。	ご本人様の口座から掛金をお引き落としされている（個人払込）場合、「加入者掛金引落機関変更届」にて、口座名義を変更してください。 併せて、氏名変更の手続きもお願いいたします。
5-5	種別・引落機関の変更	事業主払込について： ①今まで、事業主払込だったが、事業所が変わり、事業主払込がない場合はどうしたらよいか。 ②現在事業主払込だが、自分の口座を登録してもいいか。	①「加入者掛金引落機関変更届」にて、ご自身の口座を登録していただく必要がございます。併せて、企業年金加入状況が変更になる場合は、運営管理機関へ連絡のうえ変更手続きをしてください。 ②ご自身の口座を登録されますと、事業主払込から個人払込に変更となりますので、ご注意ください。
6-1	加入者資格喪失	iDeCoをやめたい。	加入者（掛金を拠出し運用する方）から運用指図者（掛金を拠出しない、運用のみ行う方）への変更ができますので、「加入者資格喪失届」にて運用指図者になるを選択する資格喪失のお手続きをお願いいたします。 iDeCoにて運用されている資産につきましては、途中解約できません。将来受給年齢に達しましたら、給付させていただきます。給付のお手続き等につきましては、運営管理機関へお問い合わせください。
6-2	加入者資格喪失	資格喪失届をしたのだが、また加入したい。	お選びいただいている運営管理機関にて、加入のお手続きをしてください。
6-3	加入者資格喪失	国民年金を免除になったが、資格喪失が必要か。	・申請免除の場合は、資格喪失のお手続きが必要です。免除を確認できる書類のアップロードが必要となります。 ・法廷免除の場合は、加入資格がございますので、資格喪失のお手続きは必要ありません。ただし、生活保護が認められた場合は、資格喪失のお手続きをお願いしますので、免除理由が国民年金法第89条第2号（生活保護）によるものであることを確認できる書類（受給証明書）を添付してください。
6-4	加入者資格喪失	現在厚生年金で、iDeCoに加入しているが、60歳を超えており、厚生年金に加入していたが会社を退職した。	資格喪失届のお手続きをお願いいたします。資格喪失理由は、03：国民年金の被保険者でなくなったためを選択し、年金事務所または、年金ネットより「被保険者記録照会回答票」取り寄せ、資格喪失日の前日を入力してください。併せて、「被保険者記録照会回答票」をアップロードしてください。
6-5	加入者資格喪失	最近、厚生年金の配偶者の扶養になったが、資格喪失は必要か。	必要ありません。 資格喪失が必要なのは、平成２８年１２月３１日以前に第３号被保険者になっていた場合です。なお、第３号被保険者への種別変更が必要になります。

